

一般社団法人日本倉庫協会理事長
一般社団法人日本冷蔵倉庫協会理事長
公益社団法人全国通運連盟理事長
一般社団法人航空貨物運送協会事務局長
一般社団法人国際フレイトフォワードーズ協会事務局長
日本内航運送取扱業海運組合事務局長
全国トラックターミナル協会事務局長

殿

国土交通省総合政策局参事官（物流産業）室

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の発令を受けた「出勤者数の7割削減」の
更なる徹底に関する働きかけの実施について（依頼）

本日開催された新型コロナウイルス感染症対策本部において、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく緊急事態宣言について、東京都、大阪府、京都府、兵庫県に対し4月25日から5月11日を実施期間として発令すること、まん延防止等重点措置を実施すべき区域に愛媛県が追加されることが決定され、それを受け、「基本的対処方針」が変更されました。

これを踏まえ、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長より別添1のとおり依頼があり、併せて持ち回りにて開催された第24回国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部において赤羽国土交通大臣より別添2のとおり指示がなされたところであります。

つきましては、貴団体におかれましては、傘下会員事業者に対し、テレワークの活用や休暇取得の促進等による出勤者数の7割削減の徹底について、改めての周知、呼びかけをお願い致します。

また、貴団体の傘下会員事業者には現場部門を抱えるものも多いことから、そのような部門についてはローテーション勤務や自転車通勤による人との接触回避等でき得る出勤回避の取り組みも併せて実施されるよう促すことを重ねてお願い致します。

（別添1）内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室事務連絡
「出勤者数の削減（テレワーク等）の推進について」

（別添2）第24回国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部大臣指示